

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第5号に掲げる固定式刺し網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	一枚網漁業（いしがれい類刺し網漁業）	1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：4隻）	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井県と石川県との陸岸における境界点から真方位315度の線と、南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線との両線間であって、次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 ただし、坂井市三国町宿福井港三国防波堤突端中心点、同点から真方位290度1,000メートルの点、福井市西畑町大福薬地先に設置した標柱から真方位320度1,000メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域を除く。 ①三方上中郡若狹町常神埼突端 ②①の点と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線とを北に延長した線と大飯郡鵜崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里の点を結ぶ線との交点 ③坂井市安島崎突端から西3海里の点 ④石川県羽咋市滝崎突端 また、区画および共同漁業権の漁場内ならびに位置漁業権の保護区域内を除く。	1月1日から 4月30日まで	あわら市 坂井市三国町 福井市 丹生郡 南越前町 に住所を置く者
	一枚網漁業（あじ底刺し網漁業）	(略)			福井・石川両県境から、北西の線以南の福井県沖合海域 （5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリの海域を除く） ただし、定置漁業の保護区域内および次に掲げる区域内を除く。 ①北緯36度20.2分、東経135度55.8分の点を中心とした半径3,000メートル以内の松出し瀬の海域 ②200メートル等深線以浅の玄達瀬の海域 ③北緯36度23.5分、東経135度59.5分の点を中心とした半径3,000メートル以内の新松出し瀬の海域 ④北緯35度48.2分、東経136度の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域	4月1日から 8月31日まで	敦賀市 美浜町 若狹町 に住所を置く者 小浜市および 大飯郡 に住所を置く者
	一枚網漁業（このしろ底刺し網漁業）	1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：15隻）			大飯郡おおい町鵜崎突端と小浜市松ヶ崎突端を結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域	9月1日から翌年 3月31日まで	小浜市のうち、加斗地域、西津地域、内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狹に限る）、およびおおい町、高浜町和田地域
	一枚網漁業（がさみ底刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（うしのした類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)
	一枚網漁業（めばる類刺し網漁業）	2（許可または起業の認可を受けている船舶の数：2隻）			次の各点を順次に結んだ線で囲まれた海域 ①福井県と石川県との陸岸における境界点から真方位315度の線と、坂井市安島岬突端から西3海里の点と石川県羽咋市滝崎突端を結ぶ線との交点 ②坂井市安島岬突端から西3海里の点 ③三方上中郡若狹町常神岬突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線とを北に延長した線と、大飯郡鵜崎突端と坂井市安島岬突端から西3海里の点を結ぶ線との交点 ④三方上中郡若狹町常神岬突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線と、北緯36度0.2分の線との交点 ⑤北緯36度14.7分、東経135度54.3分の点 ⑥北緯36度10.2分、東経135度40.8分の点 ⑦北緯36度15.2分、東経135度40.8分の点 ⑧北緯36度19.2分、東経135度45.8分の点 ⑨北緯36度19.2分、東経135度50.8分の点 ⑩北緯36度23.7分、東経135度54.3分の点 ⑪北緯36度29.2分、東経136度00.8分の点 ただし、次の海域内は除く ①北緯36度20.2分、東経135度55.8分の点を中心とした半径3,000メートル以内の松出し瀬の海域 ②200メートル等深線以浅の玄達瀬の海域 ③北緯36度23.5分、東経135度59.5分の点を中心とした半径3,000メートル以内の新松出し瀬の海域	3月16日から 5月15日まで および 11月1日から 12月31日まで	あわら市 坂井市三国町 福井市 丹生郡 南越前町 に住所を置く者
三枚網漁業		3（許可または起業の認可を受けている船舶の数：4隻）			南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線と、大飯郡高浜町正面崎突端から真方位0度の線との両線間であって次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 ①京都府舞鶴市沖の島北端 ②①の点と三方上中郡若狹町常神岬突端とを結ぶ線と、大飯郡鵜崎突端と坂井市安島岬突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 ③②の後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯崎突端とを結ぶ線との交点 ④③の後段の線と、三方上中郡若狹町常神岬突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 ⑤丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点 （5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリの海域を除く。） ただし、区画、共同漁業権の漁場内、定置漁業権の保護区域内および次の海域を除く。 ①北緯35度48.2分、東経135度59.5分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域	9月1日から翌年 3月31日まで	敦賀市 三方郡 三方上中郡 に住所を置く者 小浜市 大飯郡 に住所を置く者
		5.1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：56隻）			福井県と石川県との陸岸における境界点から真方位315度の線と、南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線との両線間であって、次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 ただし、区画、共同漁業権の漁場内、定置漁業権の保護区域内及び坂井市三国町宿福井港三国防波堤突端中心点、同点から真方位290度1,000メートルの点、福井市西畑町大福薬地先に設置した標柱から真方位320度1,000メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域を除く。 ①三方上中郡若狹町常神埼突端 ②①の点と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線とを北に延長した線と大飯郡鵜崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里の点を結ぶ線との交点 ③坂井市安島崎突端から西3海里の点 ④石川県羽咋市滝崎突端	1月1日から 12月31日まで	あわら市 坂井市三国町 福井市 丹生郡 南越前町 に住所を置く者
		5.6（許可または起業の認可を受けている船舶の数：64隻）			南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線と、大飯郡高浜町甲崎突端から真方位0度の線との両線間であって、次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 ①京都府舞鶴市沖の島北端 ②①の点と三方上中郡若狹町常神岬突端とを結ぶ線と、大飯郡鵜崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 ③②の後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯崎突端とを結ぶ線との交点 ④③の後段の線と、三方上中郡若狹町常神岬突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 ⑤丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点 （5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリの海域を除く。） ただし、区画、共同漁業権の漁場内、定置漁業権の保護区域内及び次に掲げる区域を除く。 ①北緯35度48.2分、東経135度59.5分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域		敦賀市 三方郡 三方上中郡 に住所を置く者 小浜市および大飯郡 に住所を置く者
		6.1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：63隻）					